

告示

埼玉県告示第九百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年八月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
久米薬局	所沢市久米二 九六一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十三年九月 三十日
関越訪問看護ステ ーションたんぽぽ	鶴ヶ島市脚折一 四五	訪問看護 介護予防訪問看護	令和元年九月三十日
ニチイケアセンタ ー春日部中央	春日部市中央一 四一六オガ ワ第三ビル一階	居宅介護支援	令和二年九月一日
ニチイケアセンタ ー三郷	三郷市谷口二一 二堀切マンシ ョン一〇一号室	居宅介護支援	令和二年七月三十 一日
ニチイケアセンタ ー朝霞台	朝霞市三原三一 三三シャロー リバー一〇一	居宅介護支援	令和二年八月三十 一日

ニチイケアセンタ ーみずほ台	ニチイケアセンタ ー富士見	ニチイケアセンタ ー朝霞東
富士見市西みず ほ台二ー三ー 七ペアーマンシ ョンBー	富士見市鶴瀬西 二ー一ニー三八	朝霞市根岸台二 ー四七ーロ イヤルメイゾン 階
居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援
令和二年八月三十 一日	令和二年八月三十 一日	令和二年八月三十 一日